

改正案	現行
<p>（指定の申請）</p> <p>第四十六条 第四十四条第一項第一号の(1)及び第二号の(3)並びに第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者（指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）に限る。）は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 無電極放電ランプ</p> <p>(1) 第一号の(1)及び(2)並びに第六号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項</p> <p>(2) 次に掲げる事項の設計値及び測定値</p> <p>(一) 利用周波数及び周波数変動幅</p> <p>(二) 妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定)</p> <p>第四十六条の二 総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めるときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。</p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第四十六条 第四十四条第一項第一号の(1)及び第二号の(3)並びに第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者（指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）に限る。）は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 無電極放電ランプ</p> <p>(1) 第一号の(1)及び(2)並びに第六号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項</p> <p>(2) 次に掲げる事項の設計値及び測定値</p> <p>(一) 利用周波数及び周波数変動幅</p> <p>(二) 〔一〕 スプリアス発射の漏えい電界強度（利用周波数が一三・五五三から一三・五六七までの範囲のものに限る。）</p> <p>(三) 妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力（利用周波数が一三・五五三から一三・五六七までの範囲のものを除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定)</p> <p>第四十六条の二 総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めるときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。</p>

一〇七 (略)

八 無電極放電ランプ

- (1) (略)
- (2) (略)

- (3) 妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の許容値は、次の(一)から(三)までの各表に定める値以下であること(利用周波数が一三・五五三㎒から一三・五六七㎒までの範囲のものに限る。)
- (一) 電源端子における妨害波電圧

周波数帯 (ISM用) 周波数に係る部分を 除く。)	許容値 (一マイクロボルトを〇デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
一五〇㎒以上五〇〇㎒未満	六六デシベルから五六デシベルまで ※	五六デシベルから四六デシベルまで ※
五〇〇㎒以上五㎒以下	五六デシベル	四六デシベル
五㎒を超え三〇㎒以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

- (二) 三メートルの距離における磁界強度

周波数帯 (ISM用) 周波数に係る部分を 除く。)	準尖頭値の許容値 (毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。)
一〇㎒以上一五〇㎒	四八・五デシベル

一〇七 略

八 無電極放電ランプ

- (1) (略)
- (2) (略)

- (3) スプリアス発射による漏えい電界強度が当該設備の発振器から三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること(利用周波数が一三・五五三㎒から一三・五六七㎒までの範囲のものに限る。)
- (一) 五二六・五㎒から一、六〇六・五㎒までの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト

- (二) (一)に掲げる周波数以外の周波数 (ISM用周波数を除く。) において毎メートル一〇〇マイクロボルト

(三)

未満	
一五〇Hz以上三〇〇Hz未満	三九デシベルから三デシベルまで ※

注一 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

- 二 この表の規定にかかわらず、五二六・五Hzから一、六〇六・五Hzまでの周波数においては、一八デシベルとする。
- 一〇メートルの距離における電界強度

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇Hz以上八〇・八七二Hz以下	三〇デシベル
八〇・八七二Hzを超え八一・八八Hz未満	五〇デシベル
八一・八八Hz以上一三四・七八六Hz以下	三〇デシベル
一三四・七八六Hzを超え一三六・四一四Hz未満	五〇デシベル
一三六・四一四Hz以上二二〇Hz以下	三〇デシベル
二二〇Hzを超え一、〇〇〇Hz以下	三七デシベル

注 二 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、

床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつて

は、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

- (4) 妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の許容値は、次の(一)から(三)まで及び(四)又は(五)の各表に定める値以下であること。(利用周波数が、一三・五五三㎒から一三・五六七㎒までの範囲のものを除く。)

(三)【一・二】(略)
放射妨害波の磁界強度

周波数帯	ループアンテナの直径ごとの準尖頭値の許容値 (一マイクロアンペアを〇デシベルとする。)		
	直径二メートル	直径三メートル	直径四メートル
一〇㎒以上七〇㎒未満	八八デシベル	八一デシベル	七五デシベル
七〇㎒以上一五〇㎒未満	八八デシベルか ら五八デシベル まで(1)	八一デシベルか ら五一デシベル まで(1)	七五デシベルか ら四五デシベル まで(1)
一五〇㎒以上二・二㎒以下	五八デシベルか ら二六デシベル まで(1)	五一デシベルか ら二二デシベル まで(1)	四五デシベルか ら一六デシベル まで(1)
二・二㎒を超え三㎒未満	五八デシベル	五一デシベル	四五デシベル
三㎒以上三〇㎒以下	二二デシベル	一五デシベルか ら一六デシベル まで(2)	九デシベルか ら二二デシベルま で(2)

注一 最大となる長さが、一・六メートル以内の機器には直径二メ

ートルの、一・六メートルを超え二・六メートル以内の機器に

- (4) 妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力の許容値は、次の(一)から(四)までの各表に定める値以下であること。(利用周波数が、一三・五五三㎒から一三・五六七㎒までの範囲のものを除く。)

(三)【一・二】(略)
放射妨害波の磁界強度

周波数帯	ループアンテナの直径ごとの許容値(一マイクロアンペアを〇デシベルとする。)		
	直径二メートル	直径三メートル	直径四メートル
一〇㎒以上七〇㎒未満	八八デシベル	八一デシベル	七五デシベル
七〇㎒以上一五〇㎒未満	八八デシベルか ら五八デシベル まで(1)	八一デシベルか ら五一デシベル まで(1)	七五デシベルか ら四五デシベル まで(1)
一五〇㎒以上二・二㎒以下	五八デシベルか ら二六デシベル まで(1)	五一デシベルか ら二二デシベル まで(1)	四五デシベルか ら一六デシベル まで(1)
二・二㎒を超え三㎒未満	五八デシベル	五一デシベル	四五デシベル
三㎒以上三〇㎒以下	二二デシベル	一五デシベルか ら一六デシベル まで(2)	九デシベルか ら二二デシベルま で(2)

注一 最大となる長さが、一・六メートル以内の機器には直径二メ

ートルの、一・六メートルを超え二・六メートル以内の機器に

は直径三メートルの、二・六メートルを超え三・六メートル以内の機器には直径四メートルのループアンテナをそれぞれ使用することとする。

二 (1)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

三 (2)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に増加した値とする。

(四) 放射妨害波の電界強度

周波数帯	測定距離(ごとの)準尖頭値の許容値(毎メートル一マイクロボルトを○デシベルとする。)	三メートル	一〇メートル
	三〇㎒を超え二三〇㎒以下	四〇デシベル	三〇デシベル
二三〇㎒を超え三〇〇㎒以下	四七デシベル	三七デシベル	

(五) 妨害波測定用結合減結合回路網により測定される妨害波電圧

周波数帯	準尖頭値の許容値(一マイクロボルトを○デシベルとする。)
三〇㎒を超え一〇〇㎒以下	六四デシベルから五四デシベル ※
一〇〇㎒を超え二三〇㎒以下	五四デシベル

は直径三メートルの、二・六メートルを超え三・六メートル以内の機器には直径四メートルのループアンテナをそれぞれ使用することとする。

二 (1)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

三 (2)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に増加した値とする。

(四) 妨害波電力

周波数帯	許容値(一ピコワットを○デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
三〇㎒以上三〇〇㎒以下	四五デシベルから五五デシベルまで (1)	三五デシベルから四五デシベルまで (1)

注 (1)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に増加した値とする。

四 無電極放電ランプ(利用周波数が一〇㎒から一五〇㎒までの範囲のものに限る。)については、一〇㎒以上一五〇㎒未満の周波数帯における許容値は、この表に規定する値に、それぞれ三〇デシベルを加えたものとする。

〇 ㏇以下	
二二〇 ㏇を超え三〇〇 ㏇以下	六一デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

<p>2 (2) 妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の設計値</p> <p>2 〽 5 (略)</p>	<p>第四十六条の三 前条第一項に規定する指定を受けた者（以下「指定を受けた者」という。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 〽 六 (略)</p> <p>七 無電極放電ランプ</p> <p>(1) 第一号の(1)並びに第五号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項</p>
<p>2 (3) 妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力の設計値</p> <p>2 〽 5 (略)</p>	<p>第四十六条の三 前条第一項に規定する指定を受けた者（以下「指定を受けた者」という。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 〽 六 (略)</p> <p>七 無電極放電ランプ</p> <p>(1) 第一号の(1)並びに第五号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項</p> <p>(2) スプリアス発射の漏えい電界強度の設計値</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の施行規則第四十六條の二第一項の規定にかかわらず、この省令による改正後の施行規則第四十六條の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間にした無電極放電ランプの型式の指定の申請については、改正前の施行規則第四十六条の二第一項第八号の規定は、なおその効力を有する。
- 4 前項の規定によりなおその効力を有することとされた改正前の施行規則第四十六条の二第一項第八号の規定による指定を受けた無電極放電ランプの型式の条件については、なお従前の例による。